

議案第 3 号

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について(具申)

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月 4日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市奨学金条例の一部改正について

1 奨学金の現状と改正の趣旨

本市の奨学金制度は、昭和41年に高校生奨学金、昭和44年に大学生奨学金の支給を開始し、その後支給人員や支給額を改正し、現在の制度に至っています。また、平成23年度には、貸付制度を開始しました。

(1) 高校生への支給奨学金の現状

国・県の制度として、平成26年度より生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費を支援する高校生等奨学給付金があります。なお収入要件はあるものの、授業料は無償化されています。

現在、高校生への本市の支給奨学金は、生活保護基準の需要の額の2倍以下の世帯を対象に、定員を10名以内とし、年間6万円を3か年支給しています。なお、本市の奨学金受給者は毎年10名となっていますが、その内三重県の高校生等奨学給付金の対象者は、過去5年間の1年当たりの平均は6人でした。

(2) 大学生への支給奨学金の現状

日本学生支援機構の支給奨学金が平成30年度より本格実施され、住民税非課税世帯と社会的養護を必要とする者を対象に、年額24～48万円が支給されています。また、国は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し授業料の減免や給付型奨学金を拡充することで、2020年4月から高等教育の無償化の実施を予定しています。

現在、大学生への本市の支給奨学金は、生活保護基準の需要の額の2倍以下の世帯を対象に、定員を10名以内とし、年間12万円を4か年支給しています。

以上のように国、県等が実施する奨学金制度が充実してきたことを踏まえ、市は国・県等の支援を受けることのできない世帯に対して奨学金を支給するため、受給資格、支給の人数及び期間等について所要の改正を行います。

特に高校生につきましては、定員を設けず受給資格のある申請者全員に、奨学金を支給いたします。

なお、大学、高校とも貸付奨学金の変更はありません。

2 改正内容

内容	改正前	改正後
他の奨学金との併給	制限なし (名張市奨学金の支給と貸付は同時に受けることができない)	他の支給奨学金との併給不可
支給奨学金受給資格の収入要件	生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の2倍以下	生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の1.2倍以下
定員	大学等 10名以内 高校等 10名以内	大学等 2名以内 高校等 予算の範囲内で市長が定める人数
支給期間	大学等、高校等ともに在学期間中(最短修業年数)	大学は入学時に1度のみ 高校等は在学期間中(最短修業年数)
支給額	大学等 年額120,000円 高校等 年額 60,000円	大学等 入学時のみ120,000円 高校等 年額 30,000円

3 施行期日

平成31年4月1日

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

国、三重県等が実施する奨学金制度が充実してきたことを踏まえ、支給奨学金の受給資格、支給の人数、支給の期間、額等について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 支給奨学金の受給資格について、成績優秀者であることに代えて、他の修学のための資金（高等学校等就学支援金を除く。）を受給していない者を追加し、世帯の収入合計額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の1.2倍以下（現行：2倍以下）であることとする。
- (2) 毎年度新たに奨学金を支給する者の人数について、高等学校等に在学する者にあつては予算の範囲内で市長の定める人数（現行：10名以内）、大学等に在学する者にあつては2名以内（現行：10名以内）とする。
- (3) 大学等に在学する者に対する支給奨学金について、当該大学等の第1学年（高等専門学校に在学する者にあつては、第4学年）の年度に限り支給する一時金とする。
- (4) 高等学校等に在学する者に対する支給奨学金の額を1人年額30,000円（現行：1人年額60,000円）とする。
- (5) 支給等の取消要件として、受給資格を有しなくなったときを追加する。
- (6) その他所要の改正を行うほか、所要の経過措置を設ける。

3. 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

名張市奨学金条例の一部を改正する条例

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号アを次のように改める。

- ア 国、他の地方公共団体その他団体が支給する修学のための資金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金を除く。）の支給を受けていない者

第3条第5号イ中「2倍」を「1.2倍」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条各号を次のように改める。

(1) 支給奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数

ア 高等学校等に在学する者 予算の範囲内で市長が定める人数

イ 大学等に在学する者 2人以内

(2) 貸付奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数

ア 高等学校等に在学する者 10人以内

イ 大学等に在学する者 10人以内

第6条中「奨学資金の支給又は貸付（以下「支給等」という。）」を「高等学校等に在学する者に対する奨学資金の支給等（支給又は貸付けをいう。以下同じ。）」に、「在学する学校」を「在学する高等学校等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 大学等に在学する者に対する奨学資金の支給は、当該大学等の第1学年（高等専門学校に在学する者にあつては、第4学年）の年度について1回限り、これを行うものとする。

3 大学等に在学する者に対する奨学資金の貸付けの期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する大学等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間とする。

第7条第1項第1号中「60,000円」を「30,000円」に改める。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 第3条に定める資格を有しなくなったとき。

第10条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第11条第2項中「前条第1項第1号から第4号まで及び同項第6号」を「前条第1項各号（第3号を除く。）」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「前条第1項第5号」を「前条第1項第3号」に改める。

第12条第1項及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会が」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年度から平成33年度までの間に申請しようとする者に係る改正後の名張市奨学金条例（以下「新条例」という。）第3条第2号の適用については、同号中「者」とあるのは、「者（高等学校等に在学する者に対する支給奨学金の場合にあっては、平成31年4月1日以後に入学した者に限る。）」とする。

3 新条例の規定及び前項の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る奨学資金の支給について適用し、同日前の申請に係る奨学資金の支給については、なお従前の例による。

名張市奨学金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(資格)</p> <p>第3条 支給奨学金及び貸付奨学金（以下「奨学資金」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 支給奨学金を受けようとする場合は、次に掲げる事項に該当する者であること。</p> <p>ア <u>国、他の地方公共団体その他団体が支給する修学のための資金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金を除く。）の支給を受けていない者</u></p> <p>イ 同一の世帯に属する者の収入の合計額が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の<u>1.2倍</u>以下の世帯に属する者 (奨学資金の申請、決定等)</p>	<p>(資格)</p> <p>第3条 支給奨学金及び貸付奨学金（以下「奨学資金」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 支給奨学金を受けようとする場合は、次に掲げる事項に該当する者であること。</p> <p>ア <u>成績優秀である者</u></p> <p>イ 同一の世帯に属する者の収入の合計額が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の<u>2倍</u>以下の世帯に属する者 (奨学資金の申請、決定等)</p>
<p>第4条 奨学資金を受けようとする者は、規則で定めるところにより<u>市長</u>へ申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により申請した者について選考し、支給奨学生及び貸付奨学生（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。 (支給及び貸付人数)</p>	<p>第4条 奨学資金を受けようとする者は、規則で定めるところにより<u>教育委員会</u>へ申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により申請した者について選考し、支給奨学生及び貸付奨学生（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。 (支給及び貸付人数)</p>
<p>第5条 毎年度新たに奨学資金を支給し、又は貸し付ける人数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 支給奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の</p>	<p>第5条 毎年度新たに奨学資金を支給し、又は貸し付ける人数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校等に在学する者 <u>10名以内</u></p>
<p><u>区分に応じ、当該ア又はイに定める人数</u></p> <p>ア <u>高等学校等に在学する者 予算の範囲内で市長が定める人数</u></p> <p>イ <u>大学等に在学する者 2人以内</u></p>	
<p>(2) 貸付奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の</p> <p><u>区分に応じ、当該ア又はイに定める人数</u></p> <p>ア <u>高等学校等に在学する者 10人以内</u></p> <p>イ <u>大学等に在学する者 10人以内</u></p> <p>(支給及び貸付期間)</p>	<p>(2) 大学等に在学する者 <u>10名以内</u></p> <p>(支給及び貸付期間)</p>
<p>第6条 <u>高等学校等に在学する者に対する奨学資金の支給等（支給又は貸付けをいう。以下同じ。）の期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生</u></p>	<p>第6条 <u>奨学資金の支給又は貸付（以下「支給等」という。）の期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する学校の正規の最短修業年限</u></p>

改正案	現行
<p>が<u>在学する高等学校等</u>の正規の最短修業年限を修了するまでの期間（以下「最短修業期間」という。）とする。ただし、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学する者の支給等の期間は、奨学生となった年の4月から第3学年の修了までの最短修業期間とする。</p>	<p>を修了するまでの期間（以下「最短修業期間」という。）とする。ただし、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学する者の支給等の期間は、奨学生となった年の4月から第3学年の修了までの最短修業期間とする。</p>
<p>2 <u>大学等に在学する者に対する奨学資金の支給は、当該大学等の第1学年（高等専門学校に在学する者にあつては、第4学年）の年度について1回限り、これを行うものとする。</u></p>	<p>（奨学資金の額等）</p>
<p>3 <u>大学等に在学する者に対する奨学資金の貸付けの期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する大学等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間とする。</u></p>	<p>（奨学資金の額等）</p>
<p>第7条 支給奨学金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>第7条 支給奨学金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 高等学校等に在学する者 1人年額<u>30,000円</u></p>	<p>(1) 高等学校等に在学する者 1人年額<u>60,000円</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(支給等の取消し等)</p>	<p>(支給等の取消し等)</p>
<p>第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の支給等を取り消すことができる。</p>	<p>第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の支給等を取り消すことができる。</p>
<p>(1) <u>第3条に定める資格を有しなくなったとき。</u></p>	<p>(1) <u>奨学生及び保護者がともに住所を本市外に移したとき。</u></p>
<p>(2) <u>奨学資金の支給等を辞退したとき。</u></p>	<p>(2) <u>奨学資金を受けて在学する高等学校等又は大学等を退学したとき。</u></p>
<p>(3) <u>偽りその他不正な手段により、奨学資金の支給等を受けたとき。</u></p>	<p>(3) <u>学業の成績が著しく低下したとき。</u></p>
<p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、奨学資金を支給等することが適当でない</u>と認められる事由があるとき。</p>	<p>(4) <u>奨学資金の支給等を辞退したとき。</u></p>
<p>(貸付奨学金の償還等)</p>	<p>(5) <u>偽りその他不正な手段により、奨学資金の支給等を受けたとき。</u></p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、奨学資金を支給等することが適当でない</u>と認められる事由があるとき。</p>
<p>2 <u>前条第1項各号（第3号を除く。）の規定により支給等の取消しを受けたときは、市長が指定する期限及び返還方法により、奨学資金を返還しなければならない。</u></p>	<p>(貸付奨学金の償還等)</p>
<p>3 <u>前条第1項第3号の規定により支給等の取消しを受けたときは、既に支給等を受けた奨学資金</u></p>	<p>第11条 (略)</p>
<p>2 <u>前条第1項各号（第3号を除く。）の規定により支給等の取消しを受けたときは、市長が指定する期限及び返還方法により、奨学資金を返還しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>前条第1項第1号から第4号まで及び同項第6号の規定により支給等の取消しを受けたときは、教育委員会が指定する期限及び返還方法により、奨学資金を返還しなければならない。</u></p>
<p>3 <u>前条第1項第3号の規定により支給等の取消しを受けたときは、既に支給等を受けた奨学資金</u></p>	<p>3 <u>前条第1項第5号の規定により支給等の取消しを受けたときは、既に支給等を受けた奨学資金</u></p>

改正案	現行
<p>の全額を、直ちに返還しなければならない。 (延滞金)</p>	<p>の全額を、直ちに返還しなければならない。 (延滞金)</p>
<p>第12条 <u>市長</u>は、奨学生であった者が正当と認める理由なく前条第1項に規定する貸付奨学金の償還並びに同条第2項及び第3項に規定する奨学資金の返還を納期限までに行わなかったときは、当該納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。</p>	<p>第12条 <u>教育委員会</u>は、奨学生であった者が正当と認める理由なく前条第1項に規定する貸付奨学金の償還並びに同条第2項及び第3項に規定する奨学資金の返還を納期限までに行わなかったときは、当該納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。</p>
<p>2～4 (略) (償還の免除及び猶予)</p>	<p>2～4 (略) (償還の免除及び猶予)</p>
<p>第13条 <u>市長</u>は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。</p>	<p>第13条 <u>教育委員会</u>は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 <u>市長</u>は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の償還を猶予することができる。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の償還を猶予することができる。</p>
<p>(1) 奨学金貸付期間の終了後、法第1条に規定する学校、法第124条に規定する専修学校又は法第134条に規定する各種学校 (<u>市長</u>が認めたものに限る。)に在学するとき。</p>	<p>(1) 奨学金貸付期間の終了後、法第1条に規定する学校、法第124条に規定する専修学校又は法第134条に規定する各種学校 (<u>教育委員会</u>が認めたものに限る。)に在学するとき。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>

○名張市奨学金条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して、学業に必要な資金を支給し、又は貸し付けることにより教育の機会均等を図り、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給奨学金 修学のため支給する資金をいう。
- (2) 支給奨学生 支給奨学金を受ける者をいう。
- (3) 貸付奨学金 修学のため貸し付ける資金をいう。
- (4) 貸付奨学生 貸付奨学金を受ける者をいう。
- (5) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に基づき設置された高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）の課程をいう。
- (6) 大学等 法に基づき設置された大学、短期大学及び高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）の課程をいう。ただし、大学に設置される専攻科、別科及び大学院は除く。

(資格)

第3条 支給奨学金及び貸付奨学金（以下「奨学資金」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 名張市の区域内に住所を有する者又は名張市の区域内に保護者が住所を有する者
- (2) 高等学校等又は大学等に在学する者
- (3) 勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者
- (4) 性行が善良である者
- (5) 支給奨学金を受けようとする場合は、次に掲げる事項に該当する者であること。
 - ア 国、他の地方公共団体その他団体が支給する修学のための資金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金を除く。）の支給を受けていない者
 - イ 同一の世帯に属する者の収入の合計額が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の1.2倍以下の世帯に属する者

(奨学資金の申請、決定等)

第4条 奨学資金を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者について選考し、支給奨学生及び貸付奨学生（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。

(支給及び貸付人数)

第5条 毎年度新たに奨学資金を支給し、又は貸し付ける人数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 支給奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数
 - ア 高等学校等に在学する者 予算の範囲内で市長が定める人数
 - イ 大学等に在学する者 2人以内
- (2) 貸付奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数
 - ア 高等学校等に在学する者 10人以内
 - イ 大学等に在学する者 10人以内

(支給及び貸付期間)

第6条 高等学校等に在学する者に対する奨学資金の支給等（支給又は貸付けをいう。以下同じ。）の期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する高等学校等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間（以下「最短修業期間」という。）とする。ただし、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学する者の支給等の期間は、奨学生となった年の4月から第3学年の修了までの最短修業期間とする。

2 大学等に在学する者に対する奨学資金の支給は、当該大学等の第1学年（高等専門学校に在学

する者にあつては、第4学年)の年度について1回限り、これを行うものとする。

3 大学等に在学する者に対する奨学資金の貸付けの期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する大学等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間とする。

(奨学資金の額等)

第7条 支給奨学金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高等学校等に在学する者 1人年額30,000円

(2) 大学等に在学する者 1人年額120,000円

2 貸付奨学金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高等学校等に在学する者 1人年額180,000円以内

(2) 大学等に在学する者 1人年額360,000円以内

3 貸付奨学金は、無利子で貸し付けるものとする。

(併用の禁止)

第8条 支給奨学金と貸付奨学金は、同時に受けることができない。

(支給等の停止)

第9条 奨学生が、疾病その他のやむを得ない事情により休学したときは、その休学の間奨学資金の支給等を停止する。

(支給等の取消し等)

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の支給等を取り消すことができる。

(1) 第3条に定める資格を有しなくなったとき。

(2) 奨学資金の支給等を辞退したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、奨学資金の支給等を受けたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、奨学資金を支給等することが適当でない認められる事由があるとき。

(貸付奨学金の償還等)

第11条 貸付奨学生は、在学する学校を卒業した月の翌月から起算して1年間据え置いた後、10年以内に貸付奨学金を償還しなければならない。

2 前条第1項各号(第3号を除く。)の規定により支給等の取消しを受けたときは、市長が指定する期限及び返還方法により、奨学資金を返還しなければならない。

3 前条第1項第3号の規定により支給等の取消しを受けたときは、既に支給等を受けた奨学資金の全額を、直ちに返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、奨学生であった者が正当と認める理由なく前条第1項に規定する貸付奨学金の償還並びに同条第2項及び第3項に規定する奨学資金の返還を納期限までに行わなかったときは、当該納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(償還の免除及び猶予)

第13条 市長は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身の重大な障害により貸付奨学金を償還することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の償還を猶予することができる。

(1) 奨学金貸付期間の終了後、法第1条に規定する学校、法第124条に規定する専修学校又は法第134条に規定する各種学校(市長が認めたものに限る。)に在学するとき。

(2) 災害、疾病又はその他やむを得ない事由により貸付奨学金を償還することが著しく困難で

あると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない事情があると認められるとき。

(選考委員会)

第14条 奨学生の選考等について審査するため、名張市奨学金選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(名張市奨学金支給に関する条例の廃止)

2 名張市奨学金支給に関する条例（昭和41年条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、現にこの条例による廃止前の名張市奨学金支給に関する条例の規定により奨学金の支給を受けている者については、なお従前の例による。

(名張市奨学資金造成基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

4 名張市奨学資金造成基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(名張市同和奨学金支給条例の一部改正)

5 名張市同和奨学金支給条例（昭和46年条例第19号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(延滞金の割合の特例)

6 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(支給奨学金を受けようとする者の資格の特例)

7 当分の間、第3条第5号イの規定の適用については、同号イ中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。

附 則（平成25年10月2日条例第30号）

(略)

附 則（平成26年3月18日条例第8号）

(略)

附 則（平成31年〇月〇日条例第〇号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年度から平成33年度までの間に申請しようとする者に係る改正後の名張市奨学金条例（以下「新条例」という。）第3条第2号の適用については、同号中「者」とあるのは、「者（高等学校等に在学する者に対する支給奨学金の場合にあっては、平成31年4月1日以後に入学した者に限る。）」とする。

3 新条例の規定及び前項の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る奨学資金の支給について適用し、同日前の申請に係る奨学資金の支給については、なお従前の例による。